

## 「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画（令和 7 年度～令和 11 年度）」について

### 【計画策定の趣旨】

ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という二重の役割をひとりで担うこととなるため、仕事と子育ての両立の難しさ、非正規雇用の増加、さらに近年には物価高騰による実質賃金の低下など我が国の社会が抱える課題の影響を顕著に受ける状況に置かれており、その精神的・経済的な負担は大きなものとなっています。

ひとり親家庭等を取り巻く厳しい状況に対応するため、平成 14 年 11 月に「母子及び寡婦福祉法」等関連法律が改正され、従来の経済的支援を中心とした母子寡婦福祉施策が抜本的に見直され、「きめ細かな福祉サービスの展開」と「自立の支援」に主眼をおき、母子家庭等に対する子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策を総合的に展開することとされました。また、平成 15 年 3 月には、都道府県等が策定する自立促進計画の指針となるべき事項を定めた「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」が定められました。

本市では、この国の基本方針に基づき、平成 17 年 3 月に「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画」（以下「計画」という。）を策定し、平成 22 年、27 年、30 年に計画の見直しを行いながら、ひとり親家庭等に対する自立を支援するための施策を推進してきました。

今年度が、「(第 4 期) 大阪市ひとり親家庭等自立促進計画（令和 2 年度～令和 6 年度）」の最終年度であり、改めてひとり親家庭等を取り巻くさまざまな状況を踏まえながら、本市におけるひとり親家庭等の自立を支援するための施策のあり方について、今後の方向性を示す必要があります。

きめ細かな就業支援サービスと子育て・生活支援サービスを中心とした総合的・計画的なひとり親家庭等自立支援施策を切れ目なく推進するため、第 4 期計画を見直し、「(第 5 期) 大阪市ひとり親家庭等自立促進計画（令和 6 年度～令和 11 年度）」を策定するものです。

### 【計画の位置付け】

「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画」は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条に規定する「自立促進計画」として、第 11 条に基づき国が定めた「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」に即して策定するものです。

計画推進にあたっては「(仮) 大阪市こども計画（旧大阪市こども・子育て支援計画、旧大阪市こどもの貧困対策推進計画）」、「大阪市男女共同参画基本計画」、「大阪市地域福祉基本計画」、「大阪市社会的養育推進計画」等、大阪市の各種計画・指針と連携を図ってまいります。

## 【計画の期間】

本計画は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間とします。

なお、ひとり親家庭等に関する法改正や社会状況の変動などにより、必要に応じて見直しを行います。

## 【計画の指標・目標の設定】

大阪市におけるひとり親家庭等の現状や施策の効果を検証し、必要に応じて見直しや改善を図るため、3つの「指標」を設定し、指標の数値の変化を確認していきます。

また、「(仮) 大阪市こども計画（旧大阪市こども・子育て支援計画、旧大阪市こどもの貧困対策推進計画）」のひとり親家庭等自立支援施策の項目と整合性を図った「目標」を設定し、計画最終年度（令和 11 年度）の目標の達成に向けて、施策を推進していきます。

## 【計画の基本方針】

### 1 基本理念

大阪市では、ひとり親家庭等が社会における多様な家族形態のひとつであるという考え方を基本に、ひとり親家庭の親が安心して子育てをしながら、いきいきと豊かな自立生活を営むことができるとともに、子どもたちがすくすくと健やかに育つことができるようなまちづくりをめざします。

### 2 基本的な視点

#### ○自立を支援する視点

ひとり親家庭の親と子が、地域のさまざまな社会資源を活用しながら、自らの意思に基づいてそのライフスタイルや目標を選択し、自己決定できるような「自立生活」を営むためには、安心して子育てできる環境と経済的な安定が必要であり、とりわけ、安定した生活を営むための就業の確保が不可欠な要素です。

このため、就業支援サービスと、その前提となる子育て・生活支援サービスを軸とした施策の推進を図るとともに、親自らがその能力を発揮して生活できるよう、社会全体で支援するような仕組みづくりをめざします。

### ○こどもの視点

ひとり親家庭のこどもたちの幸せを第一に考える視点に立って、こどもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、こどもにとって最善の利益が尊重されるよう施策を推進します。また、こども一人ひとりの個性を大切に、自立していこうとする力を見守り、はぐくむことを重視します。

### ○人権尊重の視点

家族形態が多様化するなか、社会全体がひとり親家庭についても家族形態の一類型としてとらえ、理解を深めていく必要があります。先入観や誤った認識によって、差別を受けたり、また、その結果不利益を被ったりすることがないように、地域の中でひとり親家庭等が尊重され、生きがいのある人生を創造できる社会の実現をめざし、施策の推進を図ります。

### ○総合性の視点

ひとり親家庭等の自立した生活を支援するためには、それぞれの家庭が持つ複合的なニーズに対応できるよう、経済的給付や福祉的な面だけでなく、教育、労働、住宅、生活環境といった幅広い視点から、その方策を検討し推進する必要があります。

このため、総合的な視点に立った施策の構築・展開を図り、関係行政機関、民間企業、社会福祉法人、NPO法人、当事者団体等さまざまな機関・団体と連携して、総合的なひとり親家庭等への支援体制づくりをめざします。

## 3 基本施策の体系

### ○就業支援

ひとり親家庭等が自立した生活を営むことができるよう、関係機関と連携しながら、職業能力開発のための訓練、効果的な職業紹介、就業機会の創出など就業面での支援体制の整備を進めます。特に専門技術や資格取得は正社員・正職員など安定的な就業に結びつきやすいことから、資格取得支援等を重点的に取り組んでいきます。

また、仕事と子育ての両立やひとり親家庭等に対する理解を深め、働きやすい社会環境を創出するため、行政内部や企業、団体等に対する啓発活動・情報提供を推進します。

### ○子育て・生活支援

ひとり親家庭が、子育てと就業を両立できるよう、保育所等の入所時における利用調整基準への配慮等の保育施策の推進、ひとり親家庭等日常生活支援事業などにより、子育てや生活面での支援を進めます。さらに、市営住宅の優先入居や母子生活支援施設における支援の充実などにより生活の場の安定を図ります。

### ○養育費確保に向けての支援

養育費の受け取りはこどもの重要な権利であり、養育費の支払いは親の強い義務であることを当事者や社会が認識する契機となるよう、広報・啓発活動を推進します。

また、相談体制の充実を図るとともに、養育費の取り決め内容の債務名義化を促進し、養育費確保の取組みを強化することで、取り決めから保証、履行確保までの総合的な支援を実施します。

### ○経済的支援

児童扶養手当制度や母子父子寡婦福祉資金貸付制度などがひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に有効につながるよう、制度について積極的な情報提供や、関係職員に対する研修の充実などに努め、経済面での支援体制を整えます。

また、医療費助成事業などの実施により経済的負担の軽減を図ります。

### ○サポート体制の充実

ひとり親家庭等や離婚を考えておられる方の抱えるさまざまな悩みや課題に対して、きめ細やかな対応ができるよう相談機能を充実させるとともに、速やかに情報や支援が届くよう、制度の利用促進のための広報周知の充実に取り組むなど、相談体制・情報提供体制の強化を図ります。

また、多様化している各家庭の状況に対応するため、民間のノウハウを活用し、ひとり親家庭等の自立支援の取組を推進するとともに、社会全体でひとり親家庭等を支えていく機運が高まるよう、地域団体や企業、NPO法人など民間団体と連携する取組みを推進します。

そして、ひとり親家庭等が、自己実現を図ることができる社会、人権が尊重される社会の実現のため、総合的な施策推進と人権啓発の取組を推進します。